論説

雇用時の安全教育

全ての農家の命を守れ

政府は農作業事故の防止に向けて4月から制度を拡充する。農家や農業法人が雇う労働者に対して「雇い入れ時教育」の項目を追加し、農機の危険性などの教育を義務付ける。農業未経験者の事故防止が期待されるが、個人農家は対象外となる。政府は全ての農家の命を守るべきだ。

今回の見直しは、労働者の安全衛生対策を定める労働安全衛生法の規則改正を受けた対応で、4月から施行する。労働者を雇う側に、8項目の「雇い入れ時教育」を義務付けたのが特徴。これまで事故時の応急措置など4項目は全産業で義務付けていたが、①機械の危険性②安全装置や保護具の性能・取り扱い方法③各作業の手順④各作業開始時の点検――などの教育は、農業では省略できた。4月からは、農業を含む全業種で8項目を義務化する。

農業では、大型農機を操作する時や脚立を使った高所作業をする時の危険予知や、事故を防ぐ対策、農薬などの危険物を扱う際の留意点の説明などが想定され、雇用側に新たに求められる。農水省は、短期アルバイトなど農業経験が少ない人に向けて、雇用者が指導する時に活用する資料を作る計画だ。

熟練農家は、作業のどこに危険が潜んでいるかを経験で知っているが、未経験者には分からない。今回の項目拡大は事故が相次ぐ農業現場にとって前進となり、今後一層の事故防止を期待したい。

問題は、義務化の対象が「労働者を雇用する事業者」に限られる点だ。労働者を雇用していない個人経営の農家は対象外となり、安全対策の面で差が生じる。あらゆる農家の命を守る法整備が必要だ。

2023年の農業構造動態調査によると、全国92万9400経営体のうち、労働者（常雇い）を雇った経営体数は3万5800（臨時雇いは21万4800）に過ぎない。

同省によると、農作業中の死亡事故は65歳以上の高齢者の割合が84・7％（21年）とほとんどを占める。労働者を雇用しない小規模農家や高齢農家への安全対策の強化なくして事故は撲滅できない。

お手本は韓国にある。同国では政府が率先して、全ての農家の命を守る仕組みを構築した。16年には「農漁業者災害保険と予防に関する法律」（農災保険法）を施行。日本の労災保険に相当する農災保険の保険料を政府が半分以上負担する制度を打ち出し、加入者は全農業者の6割を超える。事故の実態調査や予防対策にも力を入れるなど、学ぶべき点は多い。

アイルランドも05年の法改正で雇用者がいない農家の安全対策を強化した。農業に携わる全ての人が、安全に働ける法整備を急ぐべきだ。